

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法の一部改正の概要

1 改正の趣旨

大気中におけるアスベスト濃度の測定方法の技術的指針として環境省が策定した「アスベストモニタリングマニュアル」について、令和4年3月29日に改訂され、迅速な測定のための吸引流量の設定範囲の拡大等がされた。

このアスベストモニタリングマニュアルの改訂に伴い、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法」について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 試料捕集方法の設定範囲の拡大

試料を捕集するための吸引流量について、「毎分10ℓ以上」から「毎分5ℓ以上」に改正する。

(2) 位相差顕微鏡の対物レンズの開口数の変更

測定に用いる位相差顕微鏡の対物レンズについて、開口数を「0.65以上」から「0.75以上」に改正する。

3 施行期日

公布の日